

会員規約

第1条(名称)

このスタジオはセミホットヨガスタジオナギヨガ(nagiyoga)(以下「本施設」と称します。

第2条(運営主体)

本施設は、株式会社さざなみ(以下「当社」)が運営管理の主体となります。

第3条(目的)

本施設は会員が本施設を利用することによって、自己の健康の維持、増進を図ることを目的とします。

第4条(会員制度)

1. 本施設は会員制とします。
2. 本施設に入会を希望される方は、本会員規約に同意したうえ、入会契約を当社と締結するものとします。

第5条(会員証)

1. 会員は、本施設の入場に際して当社が交付した会員用QRコード、ログイン情報その他認証に必要な情報は、本人のみが使用できるものとし、第三者への貸与、譲渡、共有は禁止します。

第6条(会員の種類及び権利)

1. 本施設の会員の種類及び権利は施設ごとに別に定めます。
2. 当社は必要に応じ入会金、会費、利用料等を社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。
3. マンスリー4会員は、利用回数を繰り越すことができません。

第7条(会員資格)

本施設の会員は、次の各号の全てに適合する方に限ります。

1. 本施設の趣旨に賛同し施設利用規約その他の会則を守れる方。
2. 健康状態に異常がなく、医師等により運動を禁じられていない方(妊娠中の方は入会できません)。

3. 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方。
4. 年齢満18歳以上の方。18歳未満(高校生以下)の場合、入会に際し保護者の方の同意を得た方。
5. 年齢満75歳未満の方。75歳以上の場合、入会に際し家族の方の同意を得た方。
6. 暴力団関係者でない方。
7. その他、各施設ごとに定められた審査のうえ適切と認めた方。

第8条(入会手続き)

1. 本施設への入会を希望される方は、所定の申し込み手続きを行い、当社が定める入会金その他必要費用を納入するものとします。
2. ご入会の際は、入会月を含む2ヶ月分の月会費を前納していただきます。3ヶ月目以降の月会費は、登録されたクレジットカードによる決済にてお支払いいただきます。なお、事務手続き上の理由により、入会月より6ヶ月間の継続利用を条件とします。
3. 未成年者及び75歳以上の方が本施設に入会するときには、同意した親権者(または家族)は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
4. ご入会時に適用したキャンペーン期間中に休会の申し出があった場合でも、キャンペーン価格及び期間の延長はいたしません。
5. キャンペーン価格にてご入会の会員は、入会月の翌月より6ヶ月継続が必須となります。

第9条(入会金、諸費用)

1. 入会金は当社が別に定める金額とし、入会時に領収します。領収した入会金は理由の如何に関わらず返還しないものとします。
2. 会員は本施設を利用する場合、当社が定める利用料を支払うものとします。

第10条(変更届)

1. 会員は入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 会員への個別の通知及び連絡は、会員情報に基づき送付されるものとします。

第11条(契約内容の変更)

契約変更の際は、変更希望月の前月9日まで(9日が定休日の場合は前営業日まで)に店舗にて指定の書面による手続きを行うことによって変更することができます。ただし、ご入会時に適用したキャンペーンの種類によっては、変更ができない期間があります。

第12条(退会)

1. 本人が希望する退会月の前月9日まで(9日が定休日の場合は前営業日まで)に、登録店舗にて指定の書面による手続きを完了しておかなければなりません。未払いの会費等がある場合は、それを完納しなければなりません。なお、手続きは店舗にご来店の上で行う必要があります。
2. 会員は退会月の末日をもって退会するものとします。

3. 会員の退会月の会費は、退会が月の途中であっても、また実際の利用がなくても、全額支払わなければなりません。
4. 会費を1ヶ月未納した場合、スタジオを利用することができません。お支払い完了と同時に会員用QRコードの使用が可能となります。
5. 会費を4ヶ月分滞納、又は滞納期間が4ヶ月間を経過し、且つ会員継続・支払いの意志が確認できない場合は強制的に退会となります。いかなる場合でも未払いの会費は全額支払わなければならない限り今後の受講は不可とします。

第13条(休会)

1. 会員が休会を希望する場合、希望する休会月の前月9日まで(9日が定休日の場合は前営業日まで)に、登録店舗にて指定の書面による手続きを完了しなければなりません。なお、手続きは店舗にご来店の上で行う必要があります。
2. 休会期間は1回の届出につき最大5ヶ月とし、休会期間経過後の月会費決済の再開は自動的に行います。連続で休会する場合も、再開月の前月9日までにつき休会届出書の提出が必要です。

第14条(会費の返金)

1. 病気、怪我などの身体的理由、または当社が認める次項の「やむを得ない理由」がある場合を除き、利用料は原則返還いたしません。
2. 前項における「やむを得ない理由」とは、以下の各号に該当する場合を指します。(1) 医師の診断書等により、病気・怪我・妊娠等で継続的な運動が困難と判断された場合 (2) 転勤、転居、結婚等の生活環境の変化により、本施設への通学が著しく困難となった場合 (3) その他、当社が客観的に正当な理由があると判断した場合

第15条(契約解除)

1. 入会日から起算して7日を経過するまでの間は、受講者は前条第2項に定める「やむを得ない理由」がある場合に限り、契約の解除を行うことができます。
2. 当社が前項の契約解除を認めた場合は、入会時に受領した代金を速やかに全額返金いたします。ただし、既にレッスンを受講済みの場合は、該当するレッスン料を差し引いた金額を返金するものとします。

第16条(施設利用)

当社は施設利用の円滑化を図るため、本施設利用は原則として予約制とします。予約時間、予約方法は別途定めます。

第17条(予約・予約取り消し)

1. レッソンの予約は、各コースによって異なります。
2. 毎月21日に翌月スケジュールを発表し、翌月分の予約が可能となります。

3. 予約の取り消しをする場合は、予約レッスンの開始時刻60分前までにマイページからの操作が必要となります。当日キャンセル、無断キャンセルは550円を月会費にプラスして請求させていただきます。

第18条(資格譲渡)

会員は、本施設の会員資格を第三者に譲渡、貸与、質権その他の担保設定をすることはできないものとします。

第19条(会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、その時点で資格を失います。

1. 退会したとき
2. 死亡したとき
3. 第7条に定める会員資格が欠けたとき
4. 第20条により除名されたとき
5. 当社が本施設を閉鎖したとき

第20条(除名)

会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該会員を除名できます。

1. 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき。
2. 本規約、規則、その他当社の定めた事項に反する行為があったとき。
3. 本施設の名誉、信用を傷つけ、または他の会員との協調性を欠き運営の秩序を乱したとき。
4. 本施設の設備などを故意に損壊したとき。
5. その他、会員の品位を損なうと認められる行為があったとき。
6. 本施設内での営業・宣伝・勧誘活動や販売行為が認められたとき。
7. 施設利用に際して不当かつ不合理な要求をなすなどにより、当社・従業員を著しく困惑させたとき。
8. 第23条の禁止行為に違反したとき。※除名された会員は、当社に対し損害賠償の請求を行うことはできません。

第21条(運営管理)

1. 本施設の運営管理は当社の責任において行われます。
2. 会員は運営管理について希望や意見を述べることはできますが、強く要求したり関与することはできません。
3. 当社は施設の利用など運営管理に関する規則を定め、これを変更することができます。

第22条(諸規則の遵守義務)

会員は本施設の利用に際し、所定の手続きを行うとともに、本規約、細則、その他当社が定める運営管理に関する規則に従うものとします。

第23条（禁止行為）

会員は、本施設内およびその周辺において以下の行為を行ってはなりません。

1. 許可なく館内を撮影、または録音すること。
2. 許可なく本施設において物品の売買、パーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。
3. 営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）をすること。
4. 他人を誹謗・中傷すること。
5. 他人に対する暴力や施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為。
6. ペット・動物を持ち込むこと。
7. 館内での喫煙（電子タバコ等を含む）。
8. 当社及び従業員、インストラクターの業務を妨げる行為。
9. 他人の施設利用を妨げる行為。
10. その他、本規約および諸規則で禁止された行為。

第24条（休館日）

当社は、次の各号に基づき休館日を定めます。

1. 施設ごとに定める定休日
2. 年末年始の休業日
3. 施設の補修、保守、点検又は改修をする場合
4. 当社の主催するイベントなどにより当社が必要とする場合

第25条（営業時間）

各施設の定める営業時間とします。

第26条（当社の免責）

会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社は施設内で発生した盗難、紛失、傷害その他の事故について、当社に重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

第27条（会員の責任）

会員が本施設利用に関して、当社又は第三者に損害を与えた場合、その賠償をしていただきます。

第28条（諸料金等の変更）

当社は、社会情勢等の変動に基づいて、本規約に基づき会員が負担すべき諸料金を変更することがあります。その場合、当社より会員に対して告知するものとします。

第29条（閉鎖又は利用制限）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、施設の全部又は一部を閉鎖又は利用制限できるものとします。(1) 法令が制定、改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき。(2) 天災、地変その他不可抗力の事態が発生したとき。(3) 著しい社会情勢の変化があるとき。(4) 法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修があるとき。(5) 当社が必要と認めたとき、その他やむを得ない事由があるとき。
2. 前項の場合において施設を閉鎖するときは、当社は損害賠償等の責任を負うことなく会員との契約を解除できます。この場合、会員は名目の如何を問わず、損害賠償責任などの異議申し立てをすることができません。

第30条（個人情報保護）

1. 当社は、保有する会員の個人情報を厳重に管理します。
2. スタジオ運營業務として、各種ご案内に会員情報を利用することがあります。
3. 前項に定める場合のほか、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には、会員情報を第三者に開示することがあります。

第31条（会則の改訂）

1. 当社が必要と認めた場合、会則の改訂を行うことができるものとします。
2. 改訂された規則は、当社より告知されたときから効力を生じ、以後全員に適用されるものとします。

制定：2026年7月1日

施行：2026年7月21日